



出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

第1問

資本金5000万円の法人が、交際費として600万円を支出した場合、損金不算入となる金額は次のうちどれですか。

- ① 600万円の全額が損金不算入となる
- ② 600万円の1割の60万円
- ③ 600万円のうち400万円部分の1割と、200万円部分の合計240万円
- ④ 600万円全額が損金に算入される

解説

法人の支出する交際費は、企業会計においては費用となりますが、元費の抑制という政策的な措置から法人税法上、損金不算入（経費とならない）の制約を受けています。

法人税を計算するときには、損金不算入項目として次の金額を所得に加算することになります。

- ① 資本金が1億円以下の法人……400万円以下の部分は10%が損金不算入であり、400万円を超える部分は全額損金不算入
- ② 資本金が1億円超の法人……交際費の全額が損金不算入

本設問のように資本金1億円以下の法人で、支出した交際費等の

額が600万円だった場合には、400万円部分の10%（40万円）と400万円を超えた部分（200万円）の合計240万円が、法人税法上経費とならず（損金不算入）、所得に加算されます。

したがって、正解は③となります。

第2問

次の項目のうち、交際費から除外される支出をすべて選んでください。

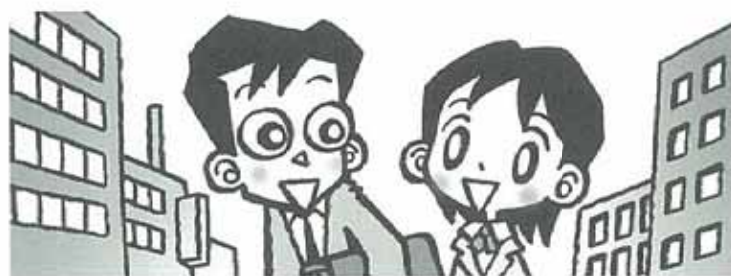
- ① 取引慣行となつている取引先への歳暮代
- ② 従業員へ支給される祝金、香典など
- ③ 得意先に配布するカレンダー・手帳の購入費用
- ④ 取引先とのゴルフコンパ費用

解説

法人税法における交際費の定義は、得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対する接待（ゴルフコンパ

図表1 交際費の損金不算入額

期末の資本金額	損金不算入額
1億円以下の法人	① 支出交際費が400万円以下 支出交際費×10% ② 支出交際費が400万円超 40万円+(支出交際費-400万円)
1億円超の法人	支出交際費の全額



テーマ 交際費の損金不算入

図表2 交際費から除外される項目

費用の分類	内容
広告宣伝費	①カレンダー、手帳、手ぬぐいなど不特定多数の者に対する宣伝の効果を意図して贈与されるもの ②抽選により一般消費者に対し全品を交付したり、旅行、観劇などに招待するための費用や、得意先などに対して見本品や試用品を提供するための費用
福利厚生費	①専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用 ②創立記念日、国民の祝日、新社屋の落成式などに際し、従業員におおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用 ③従業員や元従業員またはその親族などのお祝いや不幸などに際して、一定の基準に従って支給される結婚祝、出産祝、香典、病氣見舞いなどの費用
会議費	社内での会議に際してまたは通常会議を行う場所において通常供与される昼食程度の飲食費

※社外の人との飲食で、1人あたり5000円以下の支出について帳簿記載要件を満たすものは損金不算入の対象外

ども含む）、供応、慰安、贈答（歳暮等）などの行為のために支出する費用とされています。この「事業に関係のある者」には、会社の株主や従業員も含まれることに注意が必要です。以下、交際費に該当するか否かの判断が困難な項目を紹介します。

① 広告宣伝費

主に広告宣伝的効果を意図して支出されるカレンダー、手帳、手ぬぐいなどの費用は、交際費から

② 福利厚生費

専ら従業員の慰安のために行われる運動会、旅行などの費用につ

● 慰安旅行費用は福利厚生費

除かれ、広告宣伝費となります。また、抽選により一般消費者に対して金品を交付したり、旅行、観劇などに招待するための費用や、得意先などに対して見本品や試用品を提供するための費用なども、交際費には含まれません。

③ 飲食費

取引先など社外の人との飲食で1人あたり5000円以下の支出は、以下の事項等を記載した書類の保存を条件として、交際費の損金不算入の対象から除かれます。

- ・ 飲食した年月日
- ・ 飲食に参加した人の氏名または名称およびその関係
- ・ 飲食に参加した人数
- ・ 費用の金額ならびに飲食店等の名称およびその所在地

したがって正解は②③となります。

88